

四日市市病院管理規程第3号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程
市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
行旅病人及び死亡人処理手当	看護師が死体処理に従事したとき。	1件	1,000円	
感染危険手当	助産師、看護師（これに準ずる者を含む。）、臨床工学技士が市立四日市病院に勤務したとき。	日額	660円	ただし、病院事業管理者が、著しく危険性又は特殊性が高いと認めた業務に従事したときは、 <u>540円</u> 以内の額を加算することができる。
	その他の職員が市立四日市病院に勤務したとき。	日額	270円	
診療放射線取扱・感染危険手当	診療放射線技師及びこれに準ずる者（看護師を除く。）が、放射線を取り扱う業務に従事したとき。	日額	500円	
解剖手当	医師、臨床検査技師及び看護師が死体解剖に	1件	2,000円	

	従事したとき。			
分娩手当	産婦人科医師が分娩業務に従事したとき。	1件	20,000円	母体数を件数とする。
ハイリスク分娩手当	産婦人科医がハイリスク分娩業務に従事したとき。	1件	20,000円	母体数を件数とし、分娩手当に加算する。
分娩指導手当	分娩業務に従事するとともに医師免許取得後3年目から5年目の医師に分娩指導を行ったとき。	1回	10,000円	1母体につき1回とする。
夜間看護手当	2又は3交替する助産師及び看護師等が、勤務の一部又は全部が深夜において看護等の業務に従事したとき。	1回	4,000円	その勤務が深夜の全部を含む勤務である場合 8,000円 2又は3交替しない助産師及び看護師等の場合 3,500円
日額をもって支給するものについては、特別に定めるものを除き、1日につき二つ以上異なった業務に従事しても併給せず、手当額の高額なもののみを支給する。				

改正前				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
行旅病人及び死亡人処理手当	看護師が死体処理に従事したとき。	1件	1,000円	
感染危険手当	助産師、看護師（これに準ずる者を含む。）、臨床工学技士が市立四日市病院に勤務したと	日額	660円	ただし、病院事業管理者が、著しく危険性又は特殊性が高いと

	き。 その他の職員が市立四日市病院に勤務したとき。	日額	270円	認めた業務に従事したときは、 <u>310円</u> 以内の額を加算することができる。
診療放射線取扱・感染危険手当	診療放射線技師及びこれに準ずる者（看護師を除く。）が、放射線を取り扱う業務に従事したとき。	日額	500円	
解剖手当	医師、臨床検査技師及び看護師が死体解剖に従事したとき。	1件	2,000円	
分娩手当	産婦人科医師が分娩業務に従事したとき。	1件	20,000円	母体数を件数とする。
ハイリスク分娩手当	産婦人科医がハイリスク分娩業務に従事したとき。	1件	20,000円	母体数を件数とし、分娩手当に加算する。
分娩指導手当	分娩業務に従事するとともに医師免許取得後3年目から5年目の医師に分娩指導を行ったとき。	1回	10,000円	1母体につき1回とする。
夜間看護手当	2又は3交替する助産師及び看護師等が、勤務の一部又は全部が深夜において看護等の業務に従事したとき。	1回	4,000円	その勤務が深夜の全部を含む勤務である場合 8,000円 2又は3交替しない助産師及び看護師等の場合 3,500円

日額をもって支給するものについては、特別に定めるものを除き、1日につき二つ以上異なった業務に従事しても併給せず、手当額の高額なもののみを支給する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。